

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）の前身であるC会社に雇用された後、D所在の会社Eで商品の入出荷や仕入れに関する在庫管理業務に従事し、平成○年○月○日からは本社の所属となったものの、引き続き、Eにおいて、従前と同様の業務に従事していた。

なお、平成○年○月○日から、請求人の勤務場所は、F所在の会社Gとなっている。

- 2 請求人は、平成○年○月○日午前○時頃、自家用車で出勤途中に立ち寄ったコンビニエンスストアのトイレで倒れているところを発見され、H病院に救急搬送されて、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、I労働基準監督署長に休業補償給付及び障害補償給付を請求したところ、同署長は、本件は監督署長の管轄であるとして、監督署長に事件を移送した。
- 4 本件は、事件の移送を受けた監督署長がこれらの給付を支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、請求人が本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及び発症日については、その症状経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、平成○年○月○日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の原因は、長時間労働のほか、仕事を休めず、また、仕事が思うように進まないことからのストレスであると主張しているので、認定基準に基づいて、以下検討する。

ア 異常な出来事に遭遇したか否かについてみると、請求人は、要旨、発症前日はいつもどおり仕事をしたと述べており、Jも、要旨、発症前日も一緒に働いていたが、特に変わった様子もなく、仕事上のミスやトラブルもなかったと述べていることなどからみて、決定書理由に説示するとおり、請求人が本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇したという事実は認められないものと判断する。

イ 短期間の過重業務についてみると、監督署長が認定した請求人の労働時間は、請求人が自ら入力した労働時間記録システムに基づいて集計されており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、妥当なものであると判断

する。同時間によると、請求人の本件疾病発症前1週間の労働時間は、総労働時間が53時間30分であり、時間外労働時間数が13時間30分あるものの、2日間の休日が確保されており、決定書理由に説示するとおり、本件疾病発症前1週間において特に過重な業務に従事したものとは認められない。

ウ 長期間の過重業務についてみると、監督署長が認定した上記労働時間によると、請求人の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数は47時間であり100時間を超えておらず、また、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最大で66時間51分であり80時間を超えていないことから、業務と発症との関連性が強いものと評価することはできず、決定書理由に説示するとおり、本件疾病発症前6か月間において特に過重な業務に従事したものとは認められない。

なお、請求人は、勤務先の変更に伴い増加した通勤時間を労働時間に加算すれば、本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間は100時間を超えるとともに、本件疾病発症前7か月ないし9か月の3か月間における1か月の時間外労働時間を考慮すれば、本件疾病発症前おおむね6か月にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合に相当すると主張している。

この点、通勤は労働力を提供するために必要な行為ではあるものの、それ自体を業務であるとは認め難く、決定書理由に説示するとおり、通勤時間を業務の過重性の評価対象とすることはできない。

請求人は発症前6か月以前の時間外労働時間もしんしゃくすべきであると主張するが、認定基準は、医学的知見を踏まえ、疲労の蓄積に係る業務の過重性の評価期間を発症前おおむね6か月間と定めており、請求人の主張を採用することはできない。もっとも、認定基準では、発症前6か月以前より継続している特に身体的、精神的負荷が認められる場合に限って、これを付加的に考慮するとされていることから、念のため本件について検討したが、請求人の時間外労働時間は、本件疾病発症前6か月目を境に徐々に減少傾向にあり、長時間労働が継続していたとはいえず、むしろ、疲労は回復される状況にあったとみることが相当であり、認定基準が定める付加的な考慮を要する場合に該当しないことは明らかである。

エ 労働時間以外の負荷要因として請求人が主張する出来事は、いずれも本件

疾病発症前6か月よりも前の出来事であり、身体的、精神的負荷が継続しているものとはいえず、業務の過重性の評価対象とすることはできない。

(4) 請求人は、自身の健康状態について、要旨、何年も前から血圧は高めであったが、特に治療はしていなかったと述べており、また、平成○年○月○日及び平成○年○月○日に実施された定期健康診断結果をみても、高血圧に関し治療の必要性があると指摘されていることが確認できる。

(5) 以上からすると、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められない。請求人は、治療を要する程度の高血圧の状態にあったにもかかわらず、治療を受けずに長年放置していたものであり、かかる事情も加味すると、請求人の本件疾病は、業務による過重な負荷が相対的に有力な原因となって発症したものとはいえず、業務上の事由によるものであると認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。